

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日、その翌日)  
の翌日

## 目 次

◇規 則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(建築課)

◇告 示 保険医療機関の指定(保険課)  
県営土地改良事業の換地計画の決定(農村整備課)

◇正 誤 平成三年一月鳥取県告示第六十一号中訂正

公布された規則のあらまし

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一 建替えを実施した県営住宅の家賃を次のとおり変更することとした。(別表関係)

## 規 則

二 この規則は、平成四年十二月一日から施行することとした。

団地名種別	住戸番号	戸数	賃	
			現行	一月の家賃額 改正後
東町団第二種県営住宅	一〇一号、一〇二号、二〇一 号及び二〇二号の住宅	四	二八、四〇〇円	二八、四〇〇円
	一〇三号から一〇五号まで、 二〇三号から二〇六号まで、 三〇一号及び三〇二号の住宅	九	六五〇円	三〇四、六〇〇円
	一〇六号の住宅	一	三〇〇円	三〇八、七〇〇円

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

鳥取県規則第七十号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の東町団地の項中

一六	六	五〇〇円
----	---	------

を

一〇一号、一〇二号、二〇一 号及び二〇二号の住宅	四二八、四〇〇円
一〇三号から一〇五号まで、 二〇三号から二〇六号まで、 三〇〇一号及び三〇〇二号の住 宅	九三四、六〇〇円
一〇六号の住宅	一三八、七〇〇円

に改める。

附 則

この規則は、平成四年十二月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第九百十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険業

剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成四年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
本田内科医院	米子市昭和町七一一	平成四年十一月十八日
縄田医院	鳥取市元町四三三	平成四年十一月二十四日
西尾医院	鳥取市富安一丁目五十二	”
潮医院	西伯郡会見町天万一五三四一	平成四年十一月二日
井田産婦人科	米子市東町二二八	平成四年十一月五日
船木齒科クリニック	東伯郡赤碕町大字赤碕一〇八七一九	平成四年十一月十六日

鳥取県告示第九百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る瑞穂地区第三工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年十二月一日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てると。

正 誤

平成三年一月鳥取県告示第六十一号（保安林の指定の解除予定について）中次の箇所が誤りがあったので、訂正する。

頁 六  
段 下  
行 七

誤 五三六の三、字橋ヶ谷尻田ノ上へ七九九の二、七九九の三、八〇〇の二、字大井呑西畑八三〇の一（次の図に示す部分に限る。）、八三〇の四三

正 五三六の三・字橋ヶ谷尻田ノ上へ七九九の二・七九九の三・八〇〇の二・字大井呑西畑八三〇の四三（以上五筆国有林）、八三〇の一（次の図に示す部分に限る。）